

岩手県畜産競争力強化整備事業実施要領

制 定 令和4年5月17日付け 畜第 158 号

一部改正 令和5年1月19日付け 畜第 837 号

第1 趣旨

岩手県畜産競争力強化整備事業による対策（以下「本事業」という。）は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成27年2月3日付け26生畜第1677号農林水産省生産局長通知。以下「事務取扱い」という。）及び「岩手県畜産競争力強化整備事業費補助金交付要綱」（平成27年3月5日付け畜第1105号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業の内容

1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

(1) 施設整備事業

国交付等要綱第4の2の畜産クラスター計画に基づき、国実施要領別紙1の第3の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する国実施要領別紙1の第1に掲げる施設等の整備及び整備した施設と一体的に貸し付ける家畜の導入の取組を推進するもの。

(2) 畜産経営基盤継承支援事業

後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するため、国実施要領別紙4の第4に基づく補改修の取組を推進するもの。

第3 畜産クラスター計画

国交付等要綱第4の2の畜産クラスター計画は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業に係る畜産クラスター計画認定要領（平成28年2月26日付け畜第1007号農林水産部長通知）に基づき認定を受けるものとする。

第4 事業実施主体

国交付等要綱第4の1の畜産クラスター協議会とする。

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、国実施要領別紙1又は別紙4に定める様式により事業実施計画を作成し、別紙様式第1号により市町村長を経由して広域振興局長に提出するも

のとする。

ただし、事業実施主体が実施する事業の範囲が複数の広域振興局の範囲に及ぶ場合にあつては、知事に提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村に事業実施計画の写しを提出するものとする。

(2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを広域振興局長に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

(3) (2)により提出を受けた広域振興局長は、事業実施計画について、国実施要領別添1の基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画書について、承認の可否をあらかじめ知事と別紙様式第2号により協議するものとする。

(4) 広域振興局長は、(3)により同意を受けた事業実施計画について、別紙様式第3号により承認するとともに、事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。

ただし、(1)により事業実施主体が知事に事業実施計画を提出した場合は、知事がその承認を行うものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとし、事業実施主体は、取組主体等が本事業に着工するときは、速やかにその旨を別紙様式第4号により、市町村長に届け出るものとする。

ただし、知事が事業実施計画を承認した場合は、知事に届け出るものとする。

(2) 市町村長は、(1)の届出があつた場合は、別紙様式第4号により広域振興局長に届け出るものとする。

(3) 事業実施主体の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、交付金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、別紙様式第5号による交付決定前着手届を添付して市町村長又は知事に提出するものとする。

(4) 市町村長は、(3)により提出された交付決定前着手届について、国交付等要綱及び国実施要領に照らして適切と認めた場合は、別紙様式第5号により広域振興局長に提出するものとする。

(5) 広域振興局長は、(4)により提出された交付決定前着手届について国交付等要綱及び国実施要領に照らして適切であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、適切と認めた場合はその写しを添付して知事へ報告するものとする。

(6) この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

3 事業の施工

- (1) 事業は、事務取扱い第1の7に基づき実施するものとする。
- (2) 事務取扱い別記様式第3号及び別記様式第4号の提出にあつては、市町村長を経由し、広域振興局長に提出するものとする。

ただし、知事が事業実施計画を承認した場合は、知事に届け出るものとする。

4 事業実施計画の変更

事業実施計画について、次に掲げる変更をしようとするときは、第5の1に準じた手続きを行うこととする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業実施主体又は取組主体の変更
- (4) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減
- (5) 補助金の増又は30%を超える減
- (6) 成果目標の変更
- (7) 事業の完了年度の変更

第6 事業の完了に伴う手続き

1 しゅん功届

- (1) 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第6号により、市町村長に届け出るものとする。

ただし、知事が事業実施計画を承認した場合は、知事に届け出るものとする。

- (2) 市町村長又は知事は、必要に応じ事業のしゅん功検査等を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を命ずることにより、事業の適正な実施を図るものとする。
- (3) 市町村長がしゅん功検査等を実施した場合、別紙様式第6号は市町村長から広域振興局長に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

- (1) 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第7号により、市町村長に届け出るものとする。

ただし、知事が事業実施計画を承認した場合は、知事に届け出るものとする。

- (2) 市町村長は、(1)の届出があつた場合は、事業完了確認を行った上で、別紙様式第7号により、広域振興局長に届け出るものとする。
- (3) (2)の届出があつた広域振興局長は、別紙様式第8号により事業の完了確認後、速やかに下記書類を添付して知事に報告するものとする。

ア 事業実績書の写し

- イ 契約書、出来高設計書、財産管理台帳の写し
- ウ 完成写真
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 事業成果の報告

1 事業実施主体は、事業の終了年度の翌年度から目標年度の前年度までの間、毎年度における事業成果について、別紙様式第9号により、翌年度の6月末までに市町村長に報告するものとする。

ただし、知事が事業実施計画を承認した場合は、知事に報告するものとする。

2 市町村長は、1の報告があった場合は、別紙様式第9号により、7月末までに広域振興局長に報告するものとする。

3 広域振興局長は、2の報告があった場合は、国実施要領別紙1の別記様式第4号別添又は別紙4の別記様式第6号別添を作成し、2を添付して8月末までに知事に報告するものとする。

4 市町村長及び広域振興局長は、事業実施主体から報告があった内容を確認・点検し、事業実施後の効果の発現が遅延していると判断した場合は、事業実施主体に対して必要な措置を講じるものとする。

第8 事業評価の報告

1 事業実施主体は、別紙様式第9号により、目標年度の翌年度の6月末までに市町村長に報告するものとする。

2 市町村長は、1の報告があった場合は、別紙様式第9号により、7月末までに広域振興局長に報告するものとする。

3 広域振興局長は、2の報告があった場合は、国実施要領別紙1の別記様式第4号別添又は別紙4の別記様式第6号別添を作成し、2を添付して8月末までに知事に報告するものとする。

4 評価に当たっては、外的要因を排除するため価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとする。

5 事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合には、知事は広域振興局及び市町村を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの、改善状況の報告をさせるものとする。

第9 報告又は指導

知事、広域振興局長又は市町村長は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月17日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、岩手県畜産競争力強化整備事業実施要綱（平成27年3月5日付け畜第1106号農林水産部長通知。）及び岩手県畜産競争力強化整備事業事務取扱要領（平成30年6月27日付け畜第332号農林水産部長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和5年1月19日から施行する。